（届出事項等）

第二百十一条の五十五　法第二百七十二条の二十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　その子会社が名称若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合（法第二百七十二条の二十一第一項第二号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

四の二　その子会社が本店の所在地を変更した場合

五　第二百十一条の三十六第三項各号に掲げる者のいずれかに該当する者（次号及び第七号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

［六～十五　略］

［2～5　略］

（届出事項）

第二百十一条の八十六　［略］

2　法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～五　略］

六　その子会社が商号若しくは名称を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合（法第二百七十二条の四十二第二項第二号及び第四号の場合を除く。）

六の二　その子会社が本店、主たる営業所又は事務所の所在地を変更した場合

七　［略］

3　少額短期保険持株会社（少額短期保険持株会社であった会社を含む。）は、法第二百七十二条の四十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第七号に掲げる場合にあっては同号に規定する事業報告及びその附属明細書）を添付して財務局長等に提出しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信託業法施行規則の一部改正）

第七条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（所属信託会社の説明書類の縦覧） **第七十九条の二**　法第七十八条第二項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。	（所属信託会社の説明書類の縦覧） **第七十九条の二**　第四十三条第七項の規定は、法第七十八条第二項の内閣府令で定める措置について準用する。

備考　表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（届出事項等）

第二百十一条の五十五　［同上］

［一～三　同上］

四　その子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合（法第二百七十二条の二十一第一項第二号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）

［号を加える。］

五　第二百十一条の三十六第三項各号に掲げる者に該当する者（次号及び第七号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

［六～十五　同上］

［2～5　同上］

（届出事項）

第二百十一条の八十六　［同上］

2　［同上］

［一～五　同上］

六　その子会社が商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合（法第二百七十二条の四十二第二項第二号及び第四号の場合を除く。）

［号を加える。］

七　［同上］

3　少額短期保険持株会社（少額短期保険持株会社であった会社を含む。）は、法第二百七十二条の四十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第七号に掲げる場合にあっては同号に規定する事業報告及びその附属明細書又は前項第八号に掲げる場合にあっては同号に規定する書類）を添付して財務局長等に提出しなければならない。